

独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見（令和６年度）について

令和７年５月２８日

公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員（定員１５０名）を委嘱するとともに、各地域の経済団体などとの懇談会を開催し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見及び要望を聴取している。

令和６年度に寄せられた主な意見は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照）。

１ 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ トラックの運転手不足が顕著である実情にもかかわらず、配送先に荷物を運搬した際に、配送先から運転手が荷下ろしまで求められるというのは理不尽である。公正取引委員会には、引き続き荷主と運送事業者の取引適正化に努めていただき、最終的には運転手が適正な賃金をもらえるような取引環境の整備をお願いしたい。【北海道・消費者】
- ・ フリーランスのイラストレーターに挿絵の作成をお願いすることがあったことから、公正取引委員会が下請法で勧告を行った大手出版事業者に対する件については、他人事ではないと感じた。出版事業者は自己の取引相手と比べて大手事業者が多く、強い立場になりやすいため、殿様商売となってしまう傾向にある。特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が施行となった矢先に当該勧告案件があったことから、同法が弱者を守る画期的な法律であると認識される良い機会になったと思われる。【東北・報道機関】
- ・ 日本のアニメ業界は「クールジャパン」と言われており、今後、日本が保護していくべき業界だと思うのだが、末端のアニメーターの方々は、下請事業者のような状況になっていて、下請法に違反するような状態が発生しているのではないかと。金銭的な不利益や過重労働などの点にも配慮して実態を注視してほしい。【関東・学識経験者】

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局官房総務課

電話 ０３－３５８１－３５７４（直通）

ホームページ

<https://www.jftc.go.jp/>

- ・ 当社の取引先は、メーカーの二次下請、三次下請が多いが、価格転嫁の状況は好転してきているようだ。以前は、取引価格の引上げに関する交渉をお願いすると、取引を打ち切るなどと言われたこともあったようだが、今は交渉に応じてくれるようになったと聞いている。昔は、原材料費の値上げすら認めてくれなかったのが、状況は大きく変わったと思う。【中部・経済界】
- ・ 価格転嫁を実現するために、取引先と価格交渉を進めている。取引先の上層部は取引価格を引き上げると言ってくれるが、現場の担当者は、取引価格を引き下げることによって自身の評価が上がっているためか、価格転嫁を受け入れてくれない。【中部・経済界】
- ・ 小売業者との取引について、昔に比べたら随分と正常な取引になったと感じている。昔は、小売業者から、自身の新規開店の際に無償で従業員の派遣を要請させることは当たり前であったし、代金の支払時の不当な値引きも日常茶飯事であった。しかし、そのような不正な行為を行う取引先はつぶれていき、きちんとした取引を行う企業が生き残っていると感じている。【中部・経済界】
- ・ ナショナルブランド商品の製造では、原材料や流通等のコストが一般的に分かりやすいため、下請事業者との価格交渉もそうした事実を背景に行われ、コスト削減が難しいので、内容量の減量といったステルス値上げになる場合が多い。しかし、プライベートブランド商品の製造では、原材料や流通等のコストが不明瞭であり、安い商品を製造するために下請事業者が買ったたかれるので、利益が出ていない下請事業者は多いと思われる。公正取引委員会には、プライベートブランド商品の製造に関する取引について、積極的に注視していただきたい。【近畿・経済界】
- ・ 燃料費等のコスト上昇について運送事業者の価格交渉が困難である理由は、運送業界における多重下請構造が原因として考えられる。運賃の値上げは、最終的には荷主が運賃の値上げを認めるか否かが重要となる。元請運送事業者からの発注に頼っている下請運送事業者は、荷主と直接価格交渉を行うことができないため、運賃の値上げを認めてもらうことはかなり厳しい状況であると考えられる。【中国・経済界】
- ・ ゼネコンとの価格交渉はグロス価格で行っているため、原材料価格の上昇分が適正に取引価格に転嫁されているのか、又は労務費等の上昇分が適正に取引価格に転嫁されているのかは、測りかねるところがある。大手ゼネコンは、下請事業者との取引価格への労務費等の転嫁について交渉の機会を設けてくれるが、それは形式的なものにすぎず、実際には労務費等の上昇分についての取引価格への転嫁の実現には至っていない。中小鉄骨メ

一カーは、仕入先である大手鉄鋼メーカーから原材料を高価格で購入し、発注元である大手ゼネコンからは同業他社との価格競争を強いられ低価格で受注している。このように、中小鉄骨メーカーは、仕入先からの価格転嫁には応じつつも発注元への価格転嫁ができていない。その意味で、中小企業は仕入先と発注元の両方向に存在する取引先の大手事業者が価格を維持するための緩衝材のようになっており、非常に苦しい状況にある。【四国・経済界】

- ・ エネルギーコストの高止まりに対し、受注者は物流効率化等で凌いでいるが、発注元に対する価格転嫁の要望は難しく、価格転嫁の交渉段階にはないようだ。事業者間の営業スタイルが令和仕様にシフトできておらず、余計なことを言って取引停止になることを危惧しているようだ。【九州・経済界】
- ・ 沖縄県の企業は中小事業者ばかりで、自転車操業的に事業活動しているところが多い。少ないパイを取り合う中で、取引先に対して価格転嫁の交渉ができない事業者も多いと思う。公正取引委員会等の行政機関には、中小事業者の力となって、価格転嫁の交渉ができる環境づくり及び相談しやすい環境づくりに取り組んでいただきたい。【沖縄・消費者】

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ デジタル分野における懸念点としては、ベンダーロックイン、すなわち、ソフトウェアの機能改修やバージョンアップなどの保守管理に際しても、既存のベンダー以外が実施できず、既存のベンダーを利用し続けられない状態が起こりうる点が挙げられる。この問題点に関して、デジタル技術を導入する立場としては、ベンダーが適正な競争の中で選抜されるという形になっていくことが望ましいと考えている。【関東・経済界】
- ・ コンテンツ産業については、例えば、電子コミック、アニメーション、脚本家といった幅広い分野の実態調査を行ってほしい。また、難しいかもしれないが、コンテンツ産業は非常に変化が激しいことから、過去に行った実態調査のフォローアップ調査をしていただきたい。【四国・学識経験者】
- ・ タッチ決済インフラの開発は、行政機関の規制が少なく、民間主導で自由に市場が開拓されてきた。他方で、その弊害として、特定の民間企業による市場独占化の動きもある。今後、キャッシュレス化を推進するためには、公正取引委員会による市場の健全な発展を確保するための取組が不可欠である。具体的には、キャッシュレス決済市場における特定の企業の独占を防ぎ、公正な競争環境を整備するための提言を行い、風通しの良い市

場を実現することが必要である。【九州・経済界】

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 北海道の最低賃金は全国平均以上の水準であり、47都道府県の中でも上位であるという状況の中、札幌等の大都市は別であるが、道内のその他の地方都市の中には最低賃金を維持することが非常に苦しい地域もある。そのため、価格転嫁の取組を国一律の内容とはせずに、地域に合わせたものにしてほしい。少なくとも緩やかな価格転嫁や賃上げが最適な地域があるという意見を受け止めてほしい。【北海道・経済界】
- ・ 公正取引委員会には、地方での入札談合に対し積極的な独占禁止法の執行を行っていただきたいと考えている。入札談合に対する独占禁止法の執行は国民にも期待されている部分であり、また、執行業務を通じて公正取引委員会の職員の能力の向上も図られると考えられることから、是非取り組んでいただければと思う。【東北・学識経験者】
- ・ 競争に関わる他省庁の政策に対して、積極的に協議し、競争法上の意見として公表してほしい。例えば、乗り合いバスにおける独占禁止法特例法では、国土交通省の認可に当たり公正取引委員会に協議が行われると聞いている。公正取引委員会が競争に関わる官庁として、議論のリーダーシップを発揮してもらいたい。【関東・学識経験者】

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会は講師派遣を実施するなどして所管法律の説明会等を実施しているが、中小事業者が説明会に参加して取引環境の何が変わるのかと疑問に思っている。当社は大手小売業者と取引しているが、取引先である大手小売業者のバイヤー及びマネージャーがそれらの法律について勉強して意識を変えなければ何も変わらない。公正取引委員会には、中小事業者に対してだけではなく、大手小売業者に対しても独占禁止法等の普及啓発に取り組んでいただきたい。【北海道・経済界】
- ・ 公正取引委員会に求めたいことは、発信する情報の「正しさ」である。現在は、行政機関が発する情報のほかに、評論家をはじめ誰でも情報を発信できることから、情報が増えすぎて本物の情報がどれかが分からないことが問題である。学生に対しても、クリティカルシンキングこそが重要であり、一意見を鵜呑みにせず、判断できる素養を身につけていただきたいと伝えている。公正取引委員会のウェブサイトの見やすさの観点からは、弁護士や法務部等の専門的かつ詳細な情報と、一般的な消費者へのわかりやすさを重視した情報を、別々にした方が対象者にマッチした情報が届く

と思う。【関東・学識経験者】

- ・ 公正取引委員会は、学生に対して独占禁止法や競争政策について授業をしているが、法学部以外の学生にとっては、公正取引委員会の広報資料などで使われている用語が難解であり、理解させることが困難な場合がある。また、個別事案などで使われている概要図なども言葉が詰め込まれていて、公正取引委員会の活動を国民に広く周知し、認知してもらうには適当ではないように思える。内容の正確性を担保したいという事情は理解できるが、子どもでも理解できるような用語を使うなど分かりやすい広報を行う必要がある。【近畿・学識経験者】

- ・ 公正取引委員会からの最近の取組に係る案内メールの記載内容は、ポイントが整理されていて、字も大きくなって分かりやすくなった。ただ、地元のニュース、つまり中国支所の活動状況の掲載を増やした方がよい。

また、実態調査に係る記載については、どんな問題があるのかということがよく分かるので掲載を増やしてほしい。特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が施行される等の大きなトピックスがある時は、当該トピックスに係る説明を詳しく掲載してほしい。【中国・消費者】

- ・ カルテル事件で主導的な立場であった事業者に対する課徴金の免除に関しては、課徴金減免制度の内容を知っている方は納得できるだろうが、市民感覚からすれば、違反行為に主導的であったものが課徴金を課されないことに納得できない方が多数存在すると考えられる。公正取引委員会におかれては、課徴金減免制度によって処理された事件について、事件公表時等に併せて制度の内容を大々的に広報し、批判を受けるような機会に敢えて積極的に制度の周知活動を行って国民の制度への認知度を高めるべきだと考える。【四国・学識経験者】
- ・ 公正取引委員会のホームページに掲載されている過去の発表文は一定の期間経過後消えてしまい検索ができなくなる。一方、審決等データベースでは、過去の事例も的確に検索できる。審決等データベースのように、発表文やパワーポイント資料等の検索が容易となるシステムがあれば、使いやすと思う。【九州・学識経験者】

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会には各法律等に関する情報発信の強化について最も期待している。情報発信の内容について、新法に関する周知が弱いと感じているため、新法が施行される旨及び新法の内容等の情報発信を頑張っていたきたい。下請法についても知らない相談者がいるため、下請法に関しても情報発信をしていただきたい。【東北・法曹界】

- ・ 現在、店舗での支払方法が、現金やクレジットカードではなく、特定の大手QRコード決済サービス提供事業者が運営するキャッシュレス決済に限定されていることが多くなっている。当該事業者のシステムは非常に安価に導入でき、現在のところ、当該事業者側に支払う手数料が小売店を圧迫するような状況ではないものの、一通り決済手段が浸透したところで、当該事業者が急に利用料を上げたり、小売店から取得したデータを自身の事業のために利活用したりする等の問題が生じるおそれもあるため、予防的な観点から注視してほしい。【関東・学識経験者】
- ・ 多くの人々が関わる石油や電気等の分野に係る独占禁止法違反被疑事件について積極的に対応してほしい。【中部・経済界】
- ・ 取引先から取引上の不当な行為を受けている事業者は、公正取引委員会にその旨を情報提供したいと思っただとしても、取引先から公正取引委員会に情報提供したことを特定され、取引を切られてしまうことを極端に恐れている。公正取引委員会は、事業者のそのような不安を解消できるような方策を採れないか、今後も検討を続けていただきたい。【近畿・経済界】
- ・ 医療機器の業界は、国民の税金と保険料により賄われている側面があるほか、医療費抑制の要請や公定価格制度があることから、労務費の上昇分の価格転嫁は簡単には進まない。公正取引委員会には、労務費の価格転嫁について、医療機関等への周知をお願いしたい。【中国・経済界】
- ・ 巨大IT企業に対する調査で、公正取引委員会の知名度が上がっていると実感している。巨大IT企業によるルール無視の商慣行が事実なら見過ごせないなので、詳しく調査し、結果によっては厳正な措置を採ってほしい。【四国・報道機関】
- ・ 公正取引委員会は、取引実態において表に出にくい状況を調査し、白日の下にさらしてくれている。個別事件についても引き続き大々的に公表していただければ、大手事業者との取引や交渉に有利に使えるので、よろしくをお願いしたい。【九州・経済界】
- ・ 労務費転嫁指針は事業者向けのものであるが、国や地方自治体等の行政機関においても同指針の主旨に沿って、年間契約の期中であっても受注者との契約額を見直す等の対応をお願いしたい。【沖縄・経済界】

第1 北海道ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 取引開始時に、買い手である取引先から「無条件で」取引金額の一定割合をバックするという内容のリベートの支払いを求められることがある。通常リベートというのは、買い手が一定の条件を達成した場合に売り手から支払うことを提案するものと認識しているが、当社の取引の場合、そうではなく非常に疑問に思っている。契約を締結したから合意の上だ、と言われてしまうとそれまでなのだが、我々も好き好んでこのような契約に納得しているわけではなく、取引を開始・継続するために泣く泣く締結しているのが現状である。【経済界】
- ・ トラックの運転手不足が顕著である実情にもかかわらず、配送先に荷物を運搬した際に、配送先から運転手が荷下ろしまで求められるというのは理不尽である。公正取引委員会には、引き続き荷主と運送事業者の取引適正化に努めていただき、最終的には運転手が適正な賃金をもらえるような取引環境の整備をお願いしたい。【消費者】
- ・ 今でも一部の小売業者は、自ら行うべきオンラインでの発注処理について、納入業者である当社に丸投げしている。丸投げするのであれば、本来、小売業者は当社に「発注処理費」を支払うべきなのに支払がない。公正取引委員会には、このような理不尽な商慣習にまで目を向けてほしい。【経済界】

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 公正取引委員会が下請法に基づき、北海道の大手小売業者に対し勧告を行ったとの報道があったところ、大手小売業者にはいまだに納入業者が協力するのは当たり前だという認識が蔓延っているのではないかといい声も聞こえる。北海道の事業者は9割以上が中小企業であることから、納入業者が不利益を受けていないか、価格転嫁の実態を含め調査するなど、公正取引委員会には引き続き目を光らせていただきたい。【報道機関】

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 北海道の最低賃金は全国平均以上の水準であり、47都道府県の中でも上位であるという状況の中、札幌等の大都市は別であるが、道内のその他の地方都市の中には最低賃金を維持することが非常に難しい地域もある。そのため、価格転嫁の取組を国一律の内容とはせず、地域に合わせたものにしてほしい。少なくとも緩やかな価格転嫁や賃上げが最適

な地域があるという意見を受け止めてほしい。【経済界】

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会のウェブサイトは、視覚的に整理され見やすくなったと感じた。特に動画が分かりやすくてよいと思う。一方で、公正取引委員会への相談や調査依頼のハードルは依然として高いように感じる。例えば、最近の大手自動車メーカーへの下請法違反に対する勧告といった大きなインパクトがある事件に引き続き取り組み、世間の注目を集めることは、公正取引委員会への敷居を低くする効果が期待できると思う。

【学識経験者】

- ・ 公正取引委員会は講師派遣を実施するなどして所管法律の説明会等を実施しているが、中小事業者が説明会に参加して取引環境の何が変わるのかと疑問に思っている。当社は大手小売業者と取引しているが、取引先である大手小売業者のバイヤー及びマネージャーがそれらの法律について勉強して意識を変えなければ何も変わらない。公正取引委員会には、中小事業者に対してだけでなく、大手小売業者に対しても独占禁止法等の普及啓発に取り組んでいただきたい。【経済界】

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 大企業との価格交渉においては、中小企業等協同組合法で独占禁止法の適用除外となっている団体協約制度を使えないかと考えている。中小事業者は発注側の大企業からの反発や圧力を恐れて躊躇するようなので、団体協約制度をより活用できるよう公正取引委員会には協力してほしい。

【経済界】

- ・ 中小事業者は、大手の取引先の行為に問題があっても、それを行政機関に対して口にしたことが発覚し、報復され取引を切られてしまうのが一番怖い。公正取引委員会にはこれまでと同様、情報管理を徹底してほしい。【経済界】

第2 東北ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 現在、デフレマインドを払拭し、正当な付加価値の考え方を浸透し確立させるというステージに立っていると思う。ただ、長年にわたるデフレの影響で、取引先に値上げの価格交渉をしたことがないといった事業者も多々いるので、そのような事業者のために、価格交渉のための仕組みを多方面の協力を得ながら確立させていくことが大事なのではないかと考える。公正取引委員会の取組である労務費転嫁指針についてもこの一環として考えていく必要があると思う。【経済界】
- ・ 現状、デジタルプラットフォーム事業者のような大企業が優越的地位の濫用行為を行いやすい状況にあり、また、当該状況が大企業に有利に働いているという側面はあると思うので、この状況に歯止めをかけられるような政策を打ち出していいただければと思う。【学識経験者】
- ・ フリーランスのイラストレーターに挿絵の作成をお願いすることがあったことから、公正取引委員会が下請法で勧告を行った大手出版事業者に対する件については、他人事ではないと感じた。出版事業者は自己の取引相手と比べて大手事業者が多く、強い立場になりやすいため、殿様商売となってしまう傾向にある。特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が施行となった矢先に当該勧告案件があったことから、同法が弱者を守る画期的な法律であると認識される良い機会になったと思われる。【報道機関】
- ・ 発注者との価格交渉について、双方で交渉のテーブルに着くという点までは問題なく行われている。しかし、受注者としては価格の引上げは少しでも早く実施したいと思っている反面、発注者としては可能な限り遅くしたいという思惑があることから、価格の引上げについては発注者・受注者双方が納得していても、引上げのタイミングについて揉めることがある。【経済界】
- ・ 労務費に関しては、当社として、コロナ禍にあってもベースアップを行ってきたところであるが、販売先から労務費については、「企業努力」と言われることが多い。このため、労務費の上昇だけを理由に価格交渉を行うことは難しい状況である。これまでも商品等の値上げの際に、労務費の上昇分を盛り込む形で対応をしていた。

他方で、現在、当社と当社の仕入先との間では、仕入価格の値上げ交渉が行われているが、仕入先からの要求に対し当社としても対応を考えなくてはならない。

このため、今後、販売先に対し、当社が販売する商品の価格改定の交

渉をする予定である。労務費転嫁指針があること、また、最低賃金が上がったこともあるので言いやすいタイミングではある。今後の価格交渉の際には労務費の上昇分についても交渉できればと考えている。【経済界】

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 最近では新聞社に比べ、デジタルプラットフォーム事業者が新聞記事を含めた情報発信をかなり優位に進めているというところがあるかと思う。公正取引委員会にもデジタルプラットフォーム事業者の動向を監視していただき、公平なルール作りを心掛けていただきたいと考えている。【報道機関】

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 公正取引委員会には、地方での入札談合に対し積極的な独占禁止法の執行を行っていただきたいと考えている。入札談合に対する独占禁止法の執行は国民にも期待されている部分であり、また、執行業務を通じて公正取引委員会の職員の能力の向上も図られると考えられることから、是非取り組んでいただければと思う。【学識経験者】
- ・ 地方においては、人手不足であること、事業者数が減少し働き口がますます少なくなること、働き口が少ないから地元に若者が残らないこと、人口流出が止まらないこと、モノが売れないから商品の小売価格を上げられないこと、小売価格が上がらないから流通段階でも価格転嫁ができないこと、価格転嫁ができないから労務費の転嫁もできないこと、そのために賃金も上がらないこと等、様々な要因が複雑に絡み合っている現在の状況を形作っている。結局、地方の人口や労働人口が増えなければ解決しない問題であると思われる。この問題について、外国人就労者も活用していくべきと考えるが、外国人就労者については、ビザの関係で3年ほどしか就業することができないという問題がある。【経済界】
- ・ 味噌、醤油等の食品メーカー業界は零細中小企業が多いところ、近年廃業する事業者が多い。製造コストはかなり上昇しているため、一部の事業者は値上げに取り組んでいるが多くの事業者は、取引を失うことを懸念して値上げを諦めており、少なくない事業者が廃業の決断をしているようだ。【経済界】

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会のウェブサイトを確認したが、カタカナ言葉が多く、

理解し難いため、改善をお願いしたい。それら用語の定義を見ても、定義自体も理解し難い。【報道機関】

- ・ 公正取引委員会の公表文は、多くの記載がゴシック体で読みやすいが、排除措置命令書の字体が明朝体のため、特にウェブ上で大変読みにくい。字体によって読者の内容に係る理解度が異なると聞いているので、ユニバーサルデザインを取り入れてほしい。【学識経験者】
- ・ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行など法制度が変わり、大企業に加えて中小企業にも法律を守ってもらうために周知活動を頑張っていたきたい。公正取引委員会には、講習動画を用いて、下請法上の問題は親事業者や下請事業者であることに関係なくあらゆる取引で起こり得るということを周知していただきたい。【学識経験者】

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 労務費転嫁指針について、内容としては素晴らしいと感じたが、広く周知されているかと言えば、十分とはいえないように思う。その意味でも、公正取引委員会として、更なるPR活動を徹底し、継続してほしい。【経済界】
- ・ 公正取引委員会には各法律等に関する情報発信の強化について最も期待している。情報発信の内容について、新法に関する周知が弱いと感じているため、新法が施行される旨及び新法の内容等の情報発信を頑張っていたきたい。下請法についても知らない相談者がいるため、下請法に関しても情報発信をしていただきたい。【法曹界】

第3 関東甲信越ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 価格転嫁への取組については、受注者側である中小企業が団体協約制度を上手く活用できないか。受注者側の中小企業が事業協同組合等の集合体を形成し、経済的地位改善のために行う団体交渉として許される範囲についての考え方を明確化する形で後押ししていただきたい。【学識経験者】
- ・ 日本のアニメ業界は「クールジャパン」と言われており、今後、日本が保護していくべき業界だと思うのだが、末端のアニメーターの方々は、下請事業者のような状況になっていて、下請法に違反するような状態が発生しているのではないか。金銭的な不利益や過重労働などの点にも配慮して実態を注視してほしい。【学識経験者】
- ・ 多くの取引先からは価格転嫁に応じてもらっているが、一部の取引先からは、例えば、半年ごとの価格改定以外のタイミングでの価格交渉には応じないとか、以前価格改定に応じていることを理由に今回は応じないとか、値上げの提案自体を一切聞き入れないといった対応がされている。【経済界】
- ・ 建設業における価格転嫁状況については、値上げ要請を行う場合に細かい項目ごとにエビデンスを用意する必要があるのがやや煩雑に感じることもあるものの、概ね好転してきていると感じる。ただし、働き方改革の影響等による人手不足が一番の問題であり、労務単価の引上げだけでは人手不足の解消には不十分である。【経済界】

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ デジタル分野における懸念点としては、ベンダーロックイン、すなわち、ソフトウェアの機能改修やバージョンアップなどの保守管理に際しても、既存のベンダー以外が実施できず、既存のベンダーを利用し続けないといけない状態が起こりうる点が挙げられる。この問題点に関して、デジタル技術を導入する立場としては、ベンダーが適正な競争の中で選抜されるという形になっていくことが望ましいと考えている。【経済界】
- ・ ニュースプラットフォーム事業者が「ニュースは無料ではない」という認識を正しく持つことが肝要である。公正取引委員会の実態調査報告書の成果として、ニュースプラットフォーム事業者が意識的に許諾料の単価の値上げに取り組んでくれることを期待している。【報道機関】

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 競争に関わる他省庁の政策に対して、積極的に協議し、競争法上の意見として公表してほしい。例えば、乗り合いバスにおける独占禁止法特例法では、国土交通省の認可に当たり公正取引委員会に協議が行われると聞いている。公正取引委員会が競争に関わる官庁として、議論のリーダーシップを発揮してもらいたい。【学識経験者】

4 広報・広聴活動について

- ・ 当社の協力会社や子会社が下請法をきちんと理解しているのか心許ない。そうした小規模事業者に対して、法令の周知を行うことの意義は大きいと感じている。公正取引委員会は、小規模事業者、フリーランスに対して、その仕組みを理解させるため、セミナー等の継続的な取組を行い、啓蒙活動を行ってほしい。【経済界】
- ・ 公正取引委員会に求めたいことは、発信する情報の「正しさ」である。現在は、行政機関が発する情報のほかに、評論家をはじめ誰でも情報を発信できることから、情報が増えすぎて本物の情報がどれかが分からないことが問題である。学生に対しても、クリティカルシンキングこそが重要であり、一意見を鵜呑みにせず、判断できる素養を身につけていただきたいと伝えている。公正取引委員会のウェブサイトの見やすさの観点からは、弁護士や法務部等の専門的かつ詳細な情報と、一般的な消費者へのわかりやすさを重視した情報を、別々にした方が対象者にマッチした情報が届くと思う。【学識経験者】

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 現在、店舗での支払方法が、現金やクレジットカードではなく、特定の大手QRコード決済サービス提供事業者が運営するキャッシュレス決済に限定されていることが多くなっている。当該事業者のシステムは非常に安価に導入でき、現在のところ、当該事業者側に支払う手数料が小売店を圧迫するような状況ではないものの、一通り決済手段が浸透したところで、当該事業者が急に利用料を上げたり、小売店から取得したデータを自身の事業のために利活用したりする等の問題が生じるおそれもあるため、予防的な観点から注視してほしい。【学識経験者】

第4 中部ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 労務費転嫁指針に掲げられた発注者として採るべき行動の中に「本社（経営トップ）の関与」という項目があるところ、これについては行政が発注者となる調達においても同じことが言えるのではないかと。行政には、長期契約の中でも労務費単価の見直しが進むよう、前向きに取り組んでほしい。【学識経験者】
- ・ 当社の取引先は、メーカーの二次下請、三次下請が多いが、価格転嫁の状況は好転してきているようだ。以前は、取引価格の引上げに関する交渉をお願いすると、取引を打ち切るなどと言われたこともあったようだが、今は交渉に応じてくれるようになったと聞いている。昔は、原材料費の値上げすら認めてくれなかったもので、状況は大きく変わったと思う。【経済界】
- ・ 価格転嫁を実現するために、取引先と価格交渉を進めている。取引先の上層部は取引価格を引き上げると言ってくれるが、現場の担当者は、取引価格を引き下げることで自身の評価が上がっているためか、価格転嫁を受け入れてくれない。【経済界】
- ・ 小売業者との取引について、昔に比べたら随分と正常な取引になったと感じている。昔は、小売業者から、自身の新規開店の際に無償で従業員の派遣を要請させることは当たり前であったし、代金の支払時の不当な値引きも日常茶飯事であった。しかし、そのような不正な行為を行う取引先はつぶれていき、きちんとした取引を行う企業が生き残っていると感じている。【経済界】
- ・ 価格転嫁について、価格交渉は相当程度行われており、100%ではないものの、価格転嫁ができているという事業者が多いと聞いている。しかし、経営が厳しい小規模事業者では価格転嫁が進んでおらず、労務費転嫁指針の存在も知らない事業者がほとんどではないかと考えられる。また、取引が多段階になる場合の二次下請以降において、特に価格転嫁が進んでいない。業種別では、サービス業で価格転嫁の進捗が遅いほか、飲食業や小売業でも進捗の遅さが目立っている。【経済界】

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 今後、企業による生成AIの利用が普及していくと、ますます中小企業の販売戦略や価格戦略が同質化してしまうのではないかと。このような状況が、どのように公正取引委員会の取組に影響していくのかが気になる。【法曹界】

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 最近では、当社が扱っている原材料の需要減少に伴い、取引単価が低下してきている。取引単価が下がってくると、取引先から値下げを求められることになるが、当社にある在庫商品は取引単価が高い時に仕入れたものであるため、高く仕入れたものを安く売らざるを得なくなり、利益の確保が難しくなる。【経済界】

4 広報・広聴活動について

- ・ 事業者の立場から見ると公正取引委員会は怖い行政機関という印象だろう。味方になってくれる点をアピールすればよいのではないか。価格転嫁への取組といった今の公正取引委員会の仕事には世間が期待している。【経済界】

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 多くの人々が関わる石油や電気等の分野に係る独占禁止法違反被疑事件について積極的に対応してほしい。【経済界】

第5 近畿ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 働き方が多様化することに伴い、フリーランスの実態を把握することが難しくなっていると思う。公正取引委員会は、フリーランスが働く環境の実態を把握し、フリーランスの権利保護に取り組んでいただきたい。

【報道機関】

- ・ 下請事業者には「金型」や「木型」などを無償で保管させて下請法違反となった行為があるが、その「型」の定義が明確ではないと思う。当社では、金型以外に「版型」という印刷時に利用する定型的な型や、衣類の制作に使用する「型紙」が必要であり、その型を下請事業者には保管してもらっている。どのような「型」を下請事業者には保管させたら下請法違反となるのか明確にしてほしい。【経済界】
- ・ ナショナルブランド商品の製造では、原材料や流通等のコストが一般的に分かりやすいため、下請事業者との価格交渉もそうした事実を背景に行われ、コスト削減が難しいので、内容量の減量といったステルス値上げになる場合が多い。しかし、プライベートブランド商品の製造では、原材料や流通等のコストが不明瞭であり、安い商品を製造するために下請事業者が買いたたかれるので、利益が出ていない下請事業者は多いと思われる。公正取引委員会には、プライベートブランド商品の製造に関する取引について、積極的に注視していただきたい。【経済界】
- ・ 労務費の価格転嫁によって、国内事業者が製造する部品等の価格が高騰すると、その部品等を必要とする事業者は価格での競争力がある海外の製品を買うこととなり、国内事業者はグローバルな競争に敗れてしまうという実態がある。【経済界】

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 公正取引委員会による巨大IT企業への取組は、デジタル市場での取引を適正なものとするために非常に重要である。デジタル市場の変化は、非常に早く、多様である。そのため、公正取引委員会は、巨大IT企業への調査や指導をよりスピーディーに行っていただきたい。【報道機関】
- ・ 当社は、ESG（環境、社会、ガバナンス（企業統治））を考慮した投資活動や経営・事業活動）に取り組んでいる。ESGを進めるためにはそれ相応のコストが掛かるが、製品価格にそのようなコストを転嫁した場合、ESGに取り組んでいない事業者の同種製品に価格面で対抗できない。大企業だけでなく、中小企業でもESGを進めるためには、環境対策に関する企業努力について事業者や製品等に対する認証制度等によ

って「見える化」することが必要である。【経済界】

3 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会は、学生に対して独占禁止法や競争政策について授業をしているが、法学部以外の学生にとっては、公正取引委員会の広報資料などで使われている用語が難解であり、理解させることが困難な場合がある。また、個別事案などで使われている概要図なども言葉が詰め込まれていて、公正取引委員会の活動を国民に広く周知し、認知してもらうには適当ではないように思える。内容の正確性を担保したいという事情は理解できるが、子どもでも理解できるような用語を使うなど分かりやすい広報を行う必要がある。【学識経験者】
- ・ 公正取引委員会の開催する独占禁止法教室は、国民の競争への理解が深まるため、有意義な取組である。今後も積極的に行ってほしい。【報道機関】
- ・ 各種SNSのほか、動画を利用して、公正取引委員会の情報を発信することで、若者に公正取引委員会の活動を見てもらえる機会が増大すると考える。【経済界】
- ・ フリーダイヤルによる「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」が設けられたことで、公正取引委員会に対し、匿名での情報提供が行うことが容易になった。しかし、情報提供した事実を取引先に知られることを恐れて、匿名とはいえども現場の声は公正取引委員会に伝わりにくいと思う。公正取引委員会の取組はまだまだ不十分と思われるので、引き続き情報提供を行いやすい環境となる取組を行っていただきたい。【経済界】

4 公正取引委員会に対する期待について

- ・ デジタルプラットフォーム事業者への対処は今後ますます重要になってくると考えられる。デジタルプラットフォーム事業者がその支配力を濫用して国内事業者に不公正な取引を押しつけたりしないよう、引き続きデジタルプラットフォーム事業者に対する監視活動を行い、問題あると思われる行為には効果的な規制を行っていただきたい。【経済界】
- ・ 取引先から取引上の不当な行為を受けている事業者は、公正取引委員会にその旨を情報提供したいと思ったとしても、取引先から公正取引委員会に情報提供したことを特定され、取引を切られてしまうことを極端に恐れている。公正取引委員会は、事業者のそのような不安を解消できるような方策を採れないか、今後も検討を続けていただきたい。【経済

界】

- ・ B t o B取引での不満を抱える事業者は、公正取引委員会に対して気軽に法律上の問題について相談できるということをあまり知らないように思う。公正取引委員会は、相談窓口等の周知に力を入れていただきたい。【報道機関】

第6 中国ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 令和5年11月に公正取引委員会と内閣官房が公表した労務費転嫁指針を踏まえて、新入社員が満足できるような賃金を出せるように取引先と交渉を行っている。大規模事業者との取引においては同指針に沿った取引を行うことができる一方で、小規模事業者との取引では、直ちに同指針に沿った取引を行うことができるわけではないが、労務費の価格転嫁は業界として着実に取り組まなければならない問題だと考えている。

また、小規模事業者であっても、購買担当者が若い方の場合には、価格転嫁という新しい考え方を理解しようとする傾向にあり、労務費の転嫁を認めてもらえる方向で話が進んでいくことが多い。【経済界】

- ・ 労務費転嫁指針が策定されたが、今後のIT業界では、労務費に係る価格交渉について、取引先に対して「労務費の上昇分として、単価を一律で〇〇円値上げしてもらいたい」という形で交渉するのではなく、技術者個人の能力に応じた取引価格を個別に設定する形での交渉となっていくと考えている。例えば、生成AIやビッグデータの解析等に強い技術者は需要が高く、取引価格を高額に設定することが可能となる。このように、IT業界の取引価格の決められ方はその技術者の能力によることとなり、他の業界と比較して特殊であると考えている。

経済のデジタル化について、今後、企業の投資は生成AIやアルゴリズム、メタバース等に集中していくと思われることから、これらの分野への対応の可否によってIT事業者間の格差がますます広がっていくのではないかと考えている。【経済界】

- ・ 労務費転嫁指針について、周りの事業者のほとんどは同指針を知らない。原材料費として何パーセント上げます、エネルギーコストとして何パーセント上げます、などと労務費を含め発生するコストの内訳を提示して価格交渉を行っている事業者はおらず、全体として何パーセント値上げします、というアプローチをしている。

そもそも事業者は、労務費の上昇分は利益の中から捻出すると認識していることも多いため、特に中小事業者は、労務費の上昇分を価格に転嫁するのではなく、事業者の自助努力で賄っているという状況である。

【経済界】

- ・ ロシアによるウクライナ侵攻以降、エネルギーの需給関係が大きく変わったことによって、様々なコストが上昇するなど大きな影響を受けており、地方でも価格転嫁の問題が大きく注目されている。新聞業界においても新聞の発行に必要な紙、インク、輸送等のコストが上昇している。

これを受け、当社は新聞購読料を値上げし読者に多大な御負担をかけることになった。新聞購読料を値上げたものの、末端の新聞販売店では人材不足に加えて労務費が適切に転嫁できていない。新聞業界では、新聞代の値上げによって価格転嫁がある程度進んでいるが、労務費の転嫁については、サプライチェーン全体でみると進んでいない状況にある。

【報道機関】

- ・ 燃料費等のコスト上昇について運送事業者の価格交渉が困難である理由は、運送業界における多重下請構造が原因として考えられる。運賃の値上げは、最終的には荷主が運賃の値上げを認めるか否かが重要となる。元請運送事業者からの発注に頼っている下請運送事業者は、荷主と直接価格交渉を行うことができないため、運賃の値上げを認めてもらうことはかなり厳しい状況であると考えられる。【経済界】

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 昨今の大手自動車メーカーに対する下請法の勧告を踏まえると、自動車業界の「下請事業者に対して減額を行う」という体質を改善することの困難さを感じた。この問題を解決するためには、公正取引委員会が根気強く指摘を続けることが重要であると考えている。また、再度勧告を受ける親事業者がいることを踏まえると、下請法違反を行っている事業者には、取引先の事業活動を圧迫しているという自覚がないのではないかと考える。【報道機関】
- ・ 物流の「2024年問題」は構造変革の問題であることに加え、日本全体のコンセンサスが得られたため、2024年問題に基づく価格転嫁は、取引先に受け入れられやすかった。他方、当該価格交渉後に国土交通省は、令和6年3月に運賃水準を平均8パーセント引き上げるなどとした新しい標準的な運賃の告示を行った。しかし、既に2024年問題という構造改革のための値上げが認められたことから、今後の運賃の交渉は、取引先に「構造改革のための交渉」ではなく、「自社の従業員の賃上げの為の交渉」と捉えられてしまう。そのため、他の業界と同様に取引先の理解を得ることが難しいのではないかと考えている。このような中で、重要となるのが労務費転嫁指針や下請法であるため、同指針の周知や下請法の改正を是非とも進めていただきたい。【経済界】
- ・ 物価上昇が続いていることを踏まえ、2025年度を目途に下請法を改正し、下請代金の据え置きを強いる行為が「買いたたき」に該当することを明記するとの報道記事を目にした。また、運送業界における荷主と運送事業者間の取引は現在下請法の対象外となっているところ、同法

の対象となるよう法改正を行うとの記事が掲載された。これらの法改正は是非とも進めていただきたい。【経済界】

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 当社の放送事業であるケーブルテレビの料金は、公共料金に近い性質があるため、値上げをすることが困難である。

また、放送事業以外の通信事業についても、大手の競争事業者が一定期間価格を急激に値下げする等、価格競争が激しいことから値上げをすることが困難である。【経済界】

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会からの最近の取組に係る案内メールの記載内容は、ポイントが整理されていて、字も大きくなって分かりやすくなった。ただ、地元のニュース、つまり中国支所の活動状況の掲載を増やした方がよい。

また、実態調査に係る記載については、どんな問題があるのかということがよく分かるので掲載を増やしてほしい。特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が施行される等の大きなトピックスがある時は、当該トピックスに係る説明を詳しく掲載してほしい。【消費者】

- ・ 中国支所から支所長等が大学に年に2回、独占禁止法教室として学生に公正取引委員会や独占禁止法などの説明をしていただいている。学生にとって公正取引委員会はなじみがない行政機関だが、公正取引委員会を舞台としたドラマで観た内容を職員の方から直接話を聞けるということで、学生は興味深く話を聞いている。来年度も引き続き、当大学への独占禁止法教室をお願いしたい。【学識経験者】

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 医療機器の業界は、国民の税金と保険料により賄われている側面があるほか、医療費抑制の要請や公定価格制度があることから、労務費の上昇分の価格転嫁は簡単には進まない。公正取引委員会には、労務費の価格転嫁について、医療機関等への周知をお願いしたい。【経済界】

第7 四国ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ & Aにおいて、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあることが明記された。これにより、受注者から取引価格を引き上げるよう求めなかったことを理由に取引価格を据え置いたという発注者の主張は通用しなくなった。規模の大きい会社は、公正取引委員会のウェブサイトなどから情報収集しており、このQ & Aの明確化も当然確認していると考えられるので、大きなインパクトがあったのではないかと【法曹界】
- ・ 労務費は、上昇の理由や根拠が見えにくい。しかし、労務費転嫁指針ができたことがきっかけとなり、価格交渉の機会を設けることができたという話をよく聞く。このような指針が「できた」こと自体が重要なことである。ただ、同指針が会員企業にどこまで浸透しているのかは分からないし、まだまだ中小企業は各コストの上昇分の転嫁ができていない。今後も周知を図っていただく必要がある。また、同指針に具体的な事例、例えば、交渉のノウハウ、中小企業からの提案で受け入れられた事例、逆に大企業から協議を持ちかけた事例など交渉の具体的状況を載せれば、さらに良いものになると思う。【経済界】
- ・ フリーランスに業務を委託する場合の書面等による取引条件の明示義務が課された意義は非常に大きいですが、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の内容を知っている事業者は非常に少ないと考えられる。公正取引委員会には、同法上問題であると思われる行為があった場合に、まずは公正取引委員会に相談してみようと認識してもらえよう、普及啓発活動に力を入れて取り組んでいただきたい。【法曹界】
- ・ ゼネコンとの価格交渉はグロス価格で行っているため、原材料価格の上昇分が適正に取引価格に転嫁されているのか、又は労務費等の上昇分が適正に取引価格に転嫁されているのかは、測りかねるところがある。大手ゼネコンは、下請事業者との取引価格への労務費等の転嫁について交渉の機会を設けてくれるが、それは形式的なものにすぎず、実際には労務費等の上昇分についての取引価格への転嫁の実現には至っていない。中小鉄骨メーカーは、仕入先である大手鉄鋼メーカーから原材料を高価格で購入し、発注元である大手ゼネコンからは同業他社との価格競争を強いられ低価格で受注している。このように、中小鉄骨メーカーは、仕

入先からの価格転嫁には応じつつも発注元への価格転嫁ができていない。その意味で、中小企業は仕入先と発注元の両方向に存在する取引先の大手事業者が価格を維持するための緩衝材のようになっており、非常に苦しい状況にある。【経済界】

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 新NISA制度が始まり、口座開設や投資額が飛躍的に増えているため、NISA制度について、競争政策の観点から実態調査を行えば非常に面白いのではないかと。【学識経験者】
- ・ コンテンツ産業については、例えば、電子コミック、アニメーション、脚本家といった幅広い分野の実態調査を行ってほしい。また、難しいかもしれないが、コンテンツ産業は非常に変化が激しいことから、過去に行った実態調査のフォローアップ調査をしていただきたい。【学識経験者】
- ・ 検索連動型AIや生成AIのディープラーニングの素材として新聞記事等のコンテンツが使われているという問題がある。新聞各社は、ホームページ上で、新聞記事等のコンテンツを、AI開発を目的としたディープラーニングなどの情報処理や情報解析のために使用することを禁止している旨を明示しているが、この問題にどのように対応すべきなのか、頭を悩ませている。デジタル分野における競争上の問題に対し、公正取引委員会が適切に対処してくれることを期待している。【報道機関】

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 地域の最低賃金は、全国でも高い引上額になった。これを受け、どの企業も賃上げしなければならないと理解していると思うが、特に事業規模が小さい企業は厳しいという声をよく聞いている。【報道機関】
- ・ 人手不足は、都市部と地方部の賃金、賃上げ格差も影響していると思う。格差があるから地方部から都市部に人材が流失してしまう。四国でも、今般の徳島県の最低賃金の引上げの影響は極めて大きく、高知県・徳島県の県境部では高知県から徳島県に人材が流失してしまうのではないかと懸念している。【経済界】
- ・ 旅館業界の人材不足は極めて深刻である。こうした中、業界団体からは、人材を確保するためには従業員の給料を上げるよう号令が出ているが、これを実現するためには、高額なクレジットカード手数料率を始め、コストの上昇を招いている要因を一つずつ解消していかなければならないと考えている。【経済界】

- ・ 高知県を含む四国地区は今般の最低賃金アップのインパクトが大きく、去年よりも値上げの話が多くなっている。しかし、実際に最低賃金上がる時期までに時間的な余裕がなく、事業者としては大変厳しい状況である。高知県は選択肢が少なく、取引先を選べる状況にないため、取引継続を念頭に、お願いする業務の内容を見直すことも含め、取引先と膝を突き合わせる姿勢で交渉に臨んでいる。【経済界】

4 広報・広聴活動について

- ・ カルテル事件で主導的な立場であった事業者に対する課徴金の免除に関しては、課徴金減免制度の内容を知っている方は納得できるだろうが、市民感覚からすれば、違反行為に主導的であったものが課徴金を課されないことに納得できない方が多数存在すると考えられる。公正取引委員会におかれては、課徴金減免制度によって処理された事件について、事件公表時等に併せて制度の内容を大々的に広報し、批判を受けるような機会に敢えて積極的に制度の周知活動を行って国民の制度への認知度を高めるべきだと考える。【学識経験者】
- ・ 競争や市場経済に関する話を早い段階で浸透させるため、中学生や高校生向けの独占禁止法教室に力を入れた方が良いと考えている。【学識経験者】

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 巨大ＩＴ企業に対する調査で、公正取引委員会の知名度が上がっていると実感している。巨大ＩＴ企業によるルール無視の商慣行が事実なら見過ごせないなので、詳しく調査し、結果によっては厳正な措置を採ってほしい。【報道機関】

第8 九州ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ エネルギーコストの高止まりに対し、受注者は物流効率化等で凌いでいるが、発注元に対する価格転嫁の要望は難しく、価格転嫁の交渉段階にはないようだ。事業者間の営業スタイルが令和仕様にシフトできておらず、余計なことを言って取引停止になることを危惧しているようだ。

【経済界】

- ・ 九州には中小企業が多いので下請法を積極的に運用してほしい。現行の下請法の仕組みでは執行力が弱いと感じる。【学識経験者】
- ・ 公正取引委員会は自由経済を標榜している一方で、いつまで中小事業者を保護し続けるのか。現状は、価格の適正転嫁など政府一体として課題に取り組んでいるとのことであり、立ち位置が難しいのではないかと理解しているが、今後いつまで価格転嫁に対し積極的に対応されるのか。

【経済界】

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 現代において事業者間のデータの共有や共同技術開発事業は、技術革新の進展に寄与するものであって、多くの場合、競争制限よりむしろ競争促進的な効果をもたらすものとする。イノベーションを発揮するために、一定の企業間協力は不可欠であると考えられることから、これらの規制に関しては慎重に対応されたい。【学識経験者】
- ・ ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書において、ニュースプラットフォーム事業者の行為に対して指摘が行われたことを歓迎している。【報道機関】
- ・ タッチ決済インフラの開発は、行政機関の規制が少なく、民間主導で自由に市場が開拓されてきた。他方で、その弊害として、特定の民間企業による市場独占化の動きもある。今後、キャッシュレス化を推進するためには、公正取引委員会による市場の健全な発展を確保するための取組が不可欠である。具体的には、キャッシュレス決済市場における特定の企業の独占を防ぎ、公正な競争環境を整備するための提言を行い、風通しの良い市場を実現することが必要である。【経済界】

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 公共交通機関について、独占禁止法特例法に基づき、乗合バス事業者が共同運行を開始しているところ、利用者としては、バス事業者が統合されることで利便性を確保できている点は良いと感じているが、学者と

しては、独占禁止法特例法によらず、従来の独占禁止法の適用除外の枠組みで実現可能である内容であったのではないかと考えている。【学識経験者】

4 広報・広聴活動について

- ・ フリーランスになることで労働法の保護を受けることができない等のデメリットを理解しない者がいる。このような人々に対する特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の周知は重要である。【経済界】
- ・ 公正取引委員会のホームページに掲載されている過去の発本文は一定の期間経過後消えてしまい検索ができなくなる。一方、審決等データベースでは、過去の事例も的確に検索できる。審決等データベースのように、発本文やパワーポイント資料等の検索が容易となるシステムがあれば、使いやすいと思う。【学識経験者】
- ・ 公正取引委員会の広報資料は文字が多く、図解が少なく端的に理解しにくいので、ざっくりと概要を示した資料が検索して上位に登場するようになると理解しやすくなるのではないか。【経済界】
- ・ 社会保険労務士として特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が施行されたことを認識しており、今後、クライアントにアドバイスするためにも既存ルールからの変更点が具体的に実務にどのように反映するかについて留意している。一方で、委託する側の中小企業を中心とするクライアント自体の同法の認知度はそれほど高くないと思う。【経済界】

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会は、取引実態において表に出にくい状況を調査し、白日の下にさらしてくれている。個別事件についても引き続き大々的に公表していただければ、大手事業者との取引や交渉に有利に使えるので、よろしくお願いしたい。【経済界】

第9 沖縄ブロック

1 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 沖縄県の事業者は中小零細企業が大多数を占める。電気通信事業者は、基地局建設などの事業を発注する場合、元請業者から下請事業者への適正な価格転嫁がなされるよう努めているが、中小零細企業が当社のような取組をできているかは分からない。中小零細企業が適正な労働対価を得て、価格転嫁を実現し、事業活動ができるよう公正取引委員会には注視してほしい。【経済界】
- ・ 沖縄県の企業は中小事業者ばかりで、自転車操業的に事業活動しているところが多い。少ないパイを取り合う中で、取引先に対して価格転嫁の交渉ができない事業者も多いと思う。公正取引委員会等の行政機関には、中小事業者の力となって、価格転嫁の交渉ができる環境づくり及び相談しやすい環境づくりに取り組んでいただきたい。【消費者】
- ・ 円安の影響を受けてスマートフォンの本体価格が上昇しているところ、キャリア間のユーザー獲得競争のため、スマートフォン本体を原価以下の安値で販売するキャリアが存在する。そして、当該キャリアの施策に乗じて、安値で買ったスマートフォン本体を高値で売る転売市場が問題となっている。【経済界】
- ・ 沖縄県内の建設業の下請事業者は、資材の高騰にあえいでいる。下請事業者は、発注事業者から有償で建設資材の支給を受けているところ、当該建設資材の価格は円安の影響を受けて高騰しており、受注価格の伸びを大きく上回っている。下請事業者からすると、発注事業者からの仕事を確保するために、そうした条件であっても業務委託を断ることができず、資材高騰を甘んじて受け入れている状況にある。【経済界】

2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 生成AIについて、ニュースで配信された情報をAIに学習させることは問題ではないか。放送事業者は、ニュースを見た人が「消費する（感想を持つ）」ために取材を重ね、コストを掛けて情報を配信しているが、その情報をAIが「学習」という言葉で謀って収集・蓄積することは如何なものかと思う。【報道機関】

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 路線バスについては減便傾向で経営規模も縮小されている。県内のバスの運賃の支払時に地域限定の交通系ICカードしか利用できず、高額な紙幣も車内で両替できない。バス事業には補助金も交付されているの

で、クレジット決済、バーコード決済、タッチ決済といった日本全国で普及している決済方法を導入すれば、バス利用者を増やすことができると思う。また、バス料金は硬直的なので、交通渋滞のない時間帯は高齢者割引を実施する等料金体系に幅をもたせることができれば利便性が高まると思う。【報道機関】

4 広報・広聴活動について

- ・ チャットボットを相談対応に利用できれば、ある程度相談内容を振り分けることができ、業務の効率化が図られ、相談窓口業務を担当する職員の負担も軽減されるだろう。【報道機関】

5 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 労務費転嫁指針は事業者向けのものであるが、国や地方自治体等の行政機関においても同指針の主旨に沿って、年間契約の期中であっても受注者との契約額を見直す等の対応をお願いしたい。【経済界】